

中小河川における 水難事故防止策の検討について

兵庫県都賀川における水難事故について

事故の概要

- 発生日時:
平成20年7月28日 14時40分頃
- 河川水位(甲橋水位観測所):
14:40~14:50の10分間で134cm上昇
- 注意報・警報の発令状況:
 - ・13:20 大雨・洪水注意報発令
 - ・13:55 大雨・洪水警報発令
- 雨量の状況:
 - 【①永峰観測所(六甲砂防事務所)】
(事故発生箇所より上流へ約2km)
 - ・14:40から10分間で、17mm
 - 【②鶴甲観測所(六甲砂防事務所)】
(事故発生箇所より上流へ約3km)
 - ・14:40から10分間で、24mmという極めて短時間に激しい降雨を記録。
- 被害状況:
児童3人を含む5人が亡くなった。

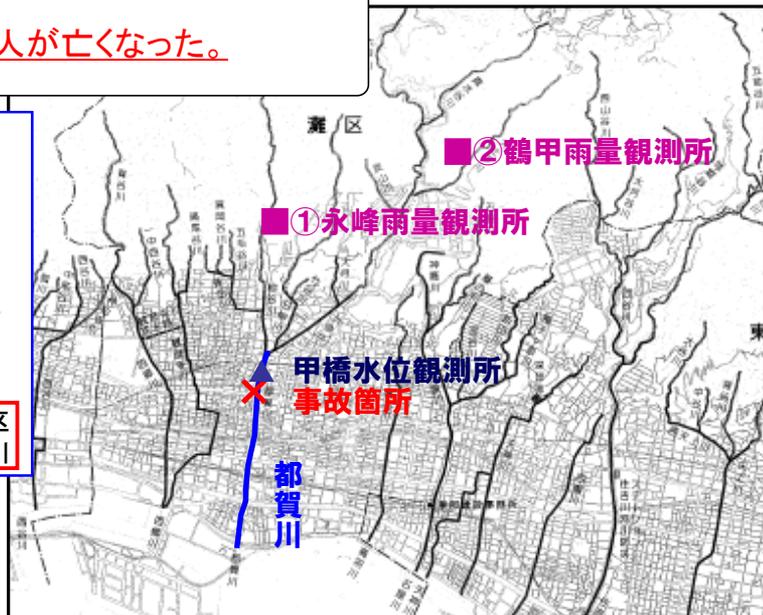
都賀川の概要

- 流域面積:8.57km²
- 延長:1,790m
- 河床勾配:1/50~1/200

神戸市都賀川の急な増水

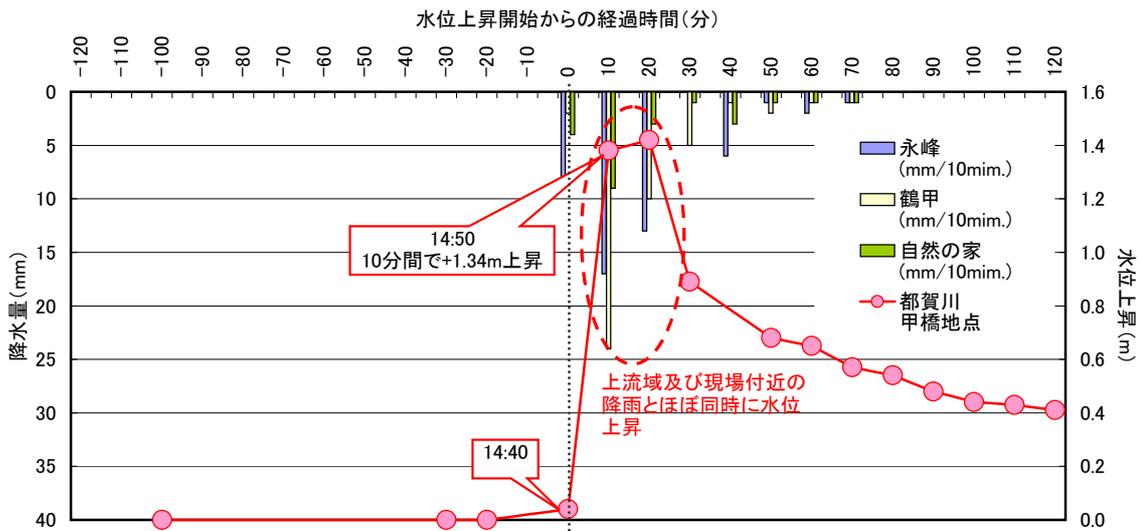


位置図



急な増水時の降水量および水位変動の比較(酒匂川、富並川、都賀川:水難事故発生時)

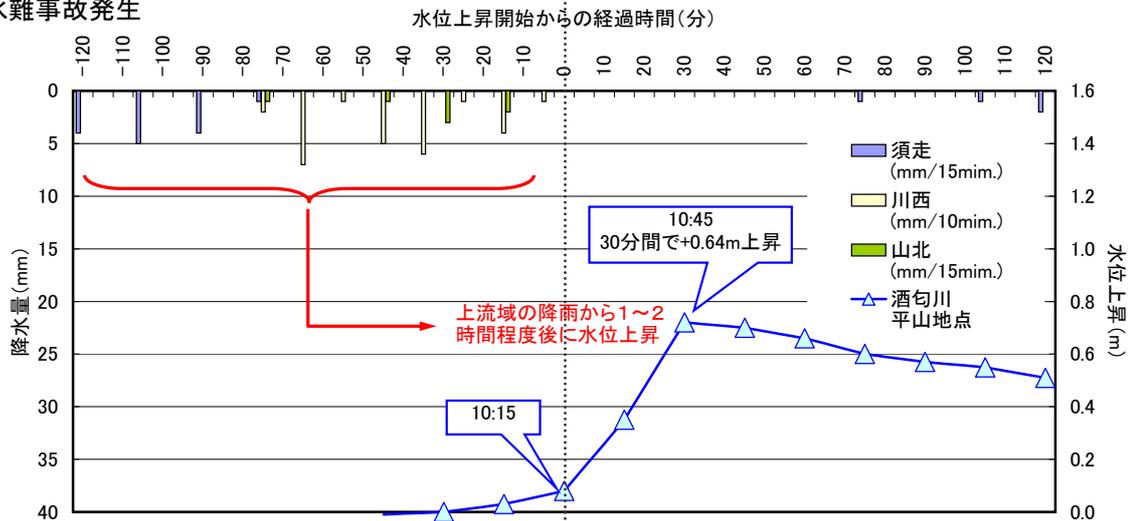
都賀川



平成18年水難事故発生

酒匂川

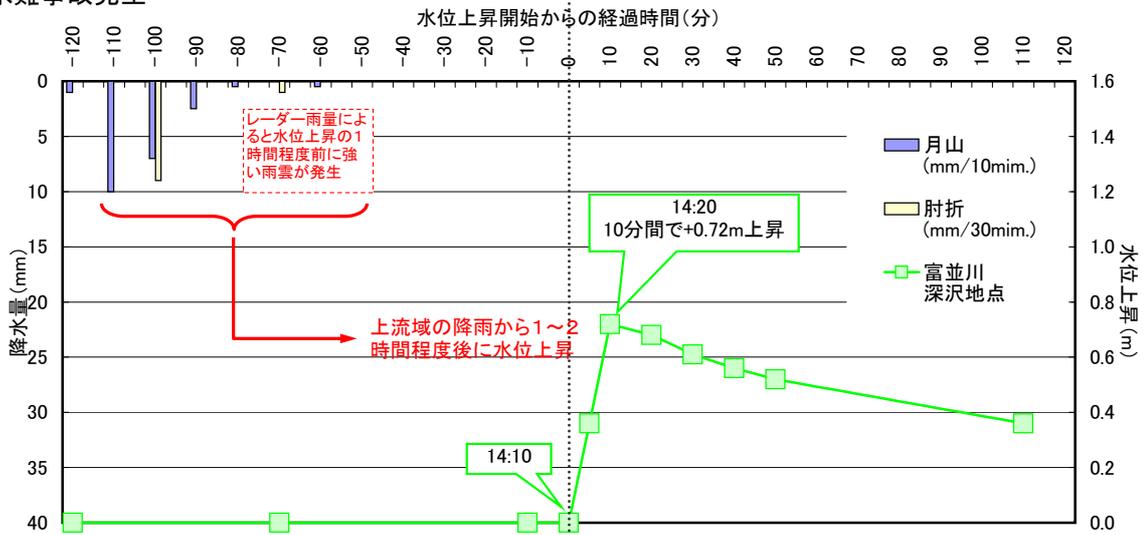
(神奈川県)



平成18年水難事故発生

富並川

(山形県)



(雨量データについては、観測してから外部への情報発信までに5~10分程度のタイムラグあり)

中小河川における水難事故防止策に関する論点

今後、局地的豪雨の頻発に伴い、中小河川において急激な増水が発生し、今までのように、降雨状況を見てからでは避難が間に合わない事象の発生が予想される。

このような急激な増水による水難事故防止を図るための新たな対策について、次ページに示す論点を参考に御議論いただく。

中小河川における水難事故防止策検討WGスケジュール（案）

9月8日（月） 第1回WG

- ・ 中小河川における水難事故防止策について
（急な増水による水難事故防止についての論点整理）

10月（日程調整後決定） 第2回WG

- ・ 対応方針（案）について

11月（日程調整後決定） 第3回WG

- ・ 報告（案）について

12月 社会資本整備審議会河川分科会気候変動に適応した治水対策検討小委員会に報告

中小河川における水難事故防止策検討WG（第1回）

| 論 点 | 各委員からのご意見 |
|--|---|
| <p>■行政における情報提供のあり方について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現在、HPで降雨情報、水位情報を見ることが可能となっているが、それらの情報は河川利用者が自らアクセスしなければ入手することができない。 →局地的豪雨による急な増水が予想される河川の親水空間において、利用者への更なる安全確保に向けた情報提供について、どのような対策をすべきか？ ・河川利用者が急な増水の予兆や、増水時の危険性を把握していないことで避難しないケース、親水空間における避難経路や避難場所の判断を誤ることで避難に間に合わないケースが想定される。 →看板等による注意啓発について、必要な情報をわかりやすく的確に提供するために、どのような対策をすべきか？ | <ul style="list-style-type: none"> ○監視の強化や予測の高度化のため、Xバンドレーダー等最新技術の活用を検討すべき。 ○河川利用者に向けた携帯サイト等へのわかりやすい情報提供の工夫が必要（流域界等の表示）。 ○利用者側が必要な情報が何なのかを考えねばならない。 ○「急な増水」ではなく具体的な事故発生状況（過去の水位上昇等）の説明が必要。 ○誰に向けた情報提供なのかの検討が必要。 |
| <p>■安全利用に関する関係機関、地域との連携について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域の声を聞きながら親水空間等のハード整備に努めてきたところであるが、安全利用についても、関係機関、地域との連携が重要である。 →関係機関、地域と連携した親水空間の安全管理の仕組みづくりはいかにあるべきか？ | <ul style="list-style-type: none"> ○地域の市民団体と連携し、いろいろなイベント等を通して地域の方に啓発を行ってきたが、共通意識を持っていない方にいかに持ってもらうかが課題。 |
| <p>■啓発について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・HP等により急な増水の危険性についての情報提供を行っているが、河川利用者や児童・生徒等の情報取得状況が不明である。 →急な増水の危険性や安全対策についての啓発を確実に、幅広く、継続実施していくためにどのような対策をすべきか？ ・NPO法人川に学ぶ体験活動協議会(RAC)等により川の指導者育成が実施されているが、受講者は川での体験活動を実施しているNPO等が中心となっている。 →より多くの関係者が川で安全に活動するためのスキルを取得し、利用者への啓発を行うためには、何をすべきか？ | <ul style="list-style-type: none"> ○利用者及び地域の方々にもその川の特性を知ってもらう広報・啓発活動が必要。 ○河川の安全利用についても、「道路交通安全」のような一般化が必要。 ○RAC講習会等においてもレーダー雨量を読む訓練が必要。 ○経験がない大人が多く、具体的に体験する場を設けることが必要。 ○体験活動を行う際には、冷静に気象情報等を収集し、安全面の判断をする人間を配置する等、活動全体の安全対策が必要。 |
| <p>■緊急時の避難を想定した施設整備の考え方について</p> <ul style="list-style-type: none"> →急な増水等による水難事故防止にあたっての親水空間における避難施設の考え方はいかにあるべきか？ | <ul style="list-style-type: none"> ○施設整備にあたっては、優先順位を付けることも必要。 ○避難する際の行動・心理を考えることが大切。 |
| — | <ul style="list-style-type: none"> ○どのようなメカニズムで急な増水が発生したのか整理が必要。 ○避難できたケースとできなかったケースの比較が必要。 |

中小河川における水難事故防止策検討WG規約

(名称)

第1条 本会は、「中小河川における水難事故防止策検討WG」（以下「WG」という）と称する。

(目的)

第2条 WGは、最近局地的集中豪雨が頻発していることにより、中小河川において水難事故が発生していることに対し、今後の対応方策の検討を行うことを目的とする。

(委員の任命)

第3条 委員は、小委員会に属する委員、有識者及び行政関係者のうちから、河川局長が任命する。

(WG)

第4条 WGには座長を置き、WGに属する委員のうちから、河川局長が指名する。

- 2 座長は、議長としてWGの議事を整理する。
- 3 座長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、WGに出席してその意見を述べ又は説明を行うことを求めることができる。
- 4 WGにおける議論の要旨については、あらかじめ委員に確認の上、公表するものとする。
- 5 座長は、検討を終了したときは、速やかに検討結果を社会資本整備審議会河川分科会気候変動に適応した治水対策検討小委員会に報告するものとする。

(事務局)

第5条 WGの事務局は、河川局河川環境課に置く。

- 2 事務局は、WGの運営に関する事務その他の事務を処理する。

(雑則)

第6条 この規約に定めるもののほか、WGの運営に関し必要な事項は、座長が定める。

付則

この規約は、平成20年9月8日から施行する。